

第 6 6 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の項中

「

(2) 広告板面積 5 平方メートルまで ごとにつき	3,220 円	を
-------------------------------	---------	---

」

「

(2) 広告板面積 5 平方メートルまで ごとにつき	3,220 円	に、
(3) プロジェクションマッピング面 積 5 平方メートルまでごとにつき	3,220 円。ただし、面積 1,000 平方メートルを超えるものにあつては、64 万 4,000 円とする。	

」

「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10) バス」を「(11) バス」に、「(11)」を「(12)」に、「(10) 以外」を「(11) 以外」に、「(12)」

を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に改める。

別表第6備考1中「共用廊下等の部分又は」を「共用廊下等の部分若しくは」に改め、「存在しない場合」の次に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表第7の5の項中

「

(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円
(イ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円

を

」

「

(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ	住宅の床面積の合計が200平方	3万4,400円
-----------------------	-----------------	----------

(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	メートル未満のもの	
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円
(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円
(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円
	住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円

に

」

改め、同項中

「

性能基準(省令第1条第1項第2号	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満の	6万9,100円
------------------	------------------------	----------

」

イ(1)及び同号ロ (1)又は同項第 3号に定める基準 をいう。)による場 合	もの	
	当該部分の延べ面積が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	11万6,000 円
	当該部分の延べ面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	19万6,000 円
	当該部分の延べ面積が 5,000平方メートル以上 のもの	28万1,000 円

を

「

性能基準(省令第 1条第1項第2号 イ(1)(i)若し くは(ii)及び同号 ロ(1)又は同項第 3号に定める基準 をいう。以下この表 において同じ。)に よる場合	当該部分の延べ面積が 300平方メートル未満の もの	6万9,100円
	当該部分の延べ面積が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	11万6,000 円
	当該部分の延べ面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	19万6,000 円
	当該部分の延べ面積が 5,000平方メートル以上 のもの	28万1,000 円

」

	のもの		
フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万3,100円	に
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	5万8,000円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10万4,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	15万7,000円	

」

改め、同表中備考8を備考14とし、同表備考7中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表中備考7を備考11とし、その次に次のように加える。

- 1.2 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 1.3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものと

する。

別表第7備考6中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表中備考6を備考10とし、同表備考5中「以下「認定申請手数料等」を「以下この表において「向上計画認定申請手数料等」に改め、同表中備考5を備考9とし、備考4を備考6とし、その次に次のように加える。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

別表第7中備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、備考1を備考3とし、その前に次のように加える。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の

項（１）の規定により算出した額とする。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の２の項（１）の規定により算出した額とする。

付 則

この条例中別表第４の改正規定は令和２年７月１日から、別表第６及び別表第７の改正規定は公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都屋外広告物条例等の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。